再就職等監視委員会の活動状況

（令和４年度）

１．再就職等監視委員会の概要

⑴　再就職等監視委員会について

一般職の国家公務員の離職後の再就職については、平成 19 年の国家公務員法（以下「国公法」という。）の一部改正により、従来の営利企業への就職の制限が廃止され、新たに、①他の役職員の離職後の就職のあっせん規制（国公法第 106 条の２）、②利害関係企業等に対する役職員の求職活動規制（国公法第 106 条の３）、③退職した役職員によるかつて在職した機関の役職員に対する働きかけ規制（国公法第 106 条の４）が導入された。これらの再就職等規制については、国の行政機関の人事管理に関し使用者としての責任を有する内閣総理大臣が、公正かつ厳格に規制の遵守を監視することとされ、国民の信頼に応えられる実効性のある監視体制を確立するため、規制違反に対する調査や規制の例外承認は第三者機関が行うこととされた。

このような経緯から、中央人事行政機関たる内閣総理大臣の下に置かれる独立性の高い監視機関として、国公法に基づき、内閣府に再就職等監視委員会（以下「委員会」という。）が設置された。委員会は、内閣総理大臣の委任を受けて、再就職等規制違反行為に関する調査及び承認等の権限を行使し、再就職等規制の遵守を図っている。なお、平成 26 年の自衛隊法の一部改正により、平成 27 年 10 月からは、自衛隊員のうち、一般定年等隊員（定年が 60 歳以上の隊員）が委員会の監視対象に追加されている。

⑵　再就職等監視委員会の委員長及び委員

委員会は、委員長及び委員４名をもって組織される。委員長及び委員は、人格が高潔で、職員の退職管理に関する事項に関し公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する学識経験を有する者であって、かつ、役職員又は自衛隊員（検察官、旧国立大学の教官等の一定の者を除く。）としての前歴を有しない者のうちから、国会の両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する（任期３年）。

表　委員長及び委員
（令和３年３月 21 日以降）

職名	氏名	就任状況	主な職歴
委員長(常勤)	井上　弘通	H30.3.21～	元大阪高等裁判所長官
委員(非常勤)	尾花　眞理子	H27.3.21～	弁護士
委員(非常勤)	西村　美香	H30.3.21～	成蹊大学法学部教授
委員(非常勤)	橋爪　隆	R 3.3.21～	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員(非常勤)	原田　久	R 3.3.21～	立教大学法学部教授

原田久委員　　西村美香委員　井上弘通委員長　尾花眞理子委員　橋爪隆委員

(3)　令和４年度の委員会の開催状況

委員会の会議は、平成 24 年３月に第１回の委員会が開催されてから、令和４年度末までに計 181 回開催されている。

令和４年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、オンライン会議システムを利用した参加方法も活用しつつ、計 15 回の委員会を開催し、各回において、再就職等規制違反の疑いのある行為に対する調査結果などに関して議論を行っている。各委員からの主な指摘事項は以下のとおりである。

○制度の周知・理解促進について

・　職員が、職務上の関係者から特定の営利企業等の地位に就かせるのに適当な人材のあっせんを依頼された場合、依頼をしてきた者との関係上、職員がその依頼を断ることが難しいと感じるようなケースもあり得よう。この種の行為が再就職等規制違反行為を誘発することのないよう、職務上の関係者に対する再就職等規制の周知活動についても工夫が必要である。

・　元職員が、再就職先から退職するに当たって、知り合いの職員に後任になるよう打診することを検討したものの、再就職等規制について確認した結果、問題があると認識して、その打診を控えた事例がある。e ラーニング等を通じて再就職等規制の内容を職員に周知することで、今後、こういった再就職等規制の趣旨に沿う行動が増えることを期待したい。

・　職員が、行政事務の遂行に当たって密接に連携・協力している公益法人等について、再就職等規制の対象となる「営利企業等」に該当しないと誤解している場合があるので、「営利企業等」の範囲をしっかりと周知し、正確な理解の浸透を図る必要がある。

○違反を防止するための府省等における対応について

・　府省等の幹部が関係団体の総会等に出席するケースが以前から見受けられるが、業務上のつながりが強く、良好な関係であればあるほど、府省等の側で厳しく律しなければ、国民から不適切な情報共有がなされているとの疑いを持たれるのではないか。

○国民の疑念を招かないため職員が注意すべき行動について

・　退職間際の職員が、利害関係企業等を訪問して、退職の挨拶をする事案が見られる。たとえ職員に、当該企業等への再就職につなげる意図がなく、求職活動規制には違反しないとしても、国民からどのように見られるかを意識して行動するよう心がけてもらいたい。

・　職員が、退職した元職員の連絡先について営利企業等から照会を受け、それに回答する行為は、たとえ元職員を当該営利企業等の地位に就かせる目的を有していなかったとしても、客観的・外形的にはあっせん行為（情報提供行為）に該当するから、こうした行為に及ぶことには慎重であるべきである。

○国民の疑念を招かないため採用側に留意してほしいことについて

・　特定の府省等と業務上密接な関係がある団体が役職員を公募によって採用する際、当該公募に関する情報を事前に特定の元職員に伝えつつ、当該元職員の面接が終了するや公募期間の終了を待たずに公募を終了させるような行為は、国民からは当該元職員を採用するために見せかけの公募を行ったのではないかとの疑いを持たれるものであり、不適切である。府省等の側でも、公正な公募の実施が徹底されるよう適切に指導することが重要である。

・　有料職業紹介事業者の中には、特定の府省退職者が中心となり、専ら当該府省を退職した求職者に職業紹介を行う団体がある。この種の団体が行う職業紹介が直ちに再就職等規制に違反するものではないとしても、一般的に国民の理解を得ること

は難しいのではないか。また、この種の団体が行う職業紹介は、特定の府省との関係が深いことに起因して、再就職等規制違反を誘発するおそれがあり、適正な手続により職業紹介が行われたことを担保するため、紹介の過程を正確に記録し、保存しておくことが重要ではないか。

⑷　委員会に置かれる組織

委員会には、再就職等規制違反行為の調査等を行う再就職等監察官（以下「監察官」という。）が置かれている。監察官には、その職務の公正性を担保する観点から、委員会の議決を経て、役職員又は自衛隊員（検察官、旧国立大学の教官等の一定の者を除く。）としての前歴を持たない者を任命することとされている（常勤の監察官２名、非常勤の監察官８名（令和５年３月 31 日現在））。

また、委員会の事務を処理するため、事務局が置かれている（定員 15 名（令和５年３月 31 日現在））。

２．再就職等規制違反行為への対応

委員会では、国公法、独立行政法人通則法及び自衛隊法の規定に基づき、再就職等規制が適用される一般職の国家公務員、行政執行法人の役員及び防衛省の一般定年等隊員（定年が 60 歳以上の自衛隊員）の再就職等規制の遵守を図っている。これらの者について再就職等規制違反の疑いがある情報を得た場合には、内容を精査し必要な確認を行った上で、国公法等に基づき調査手続を開始することとなる。

⑴　再就職等規制違反行為に対する調査手続の概要

再就職等規制の違反が疑われる事案の事実解明のための調査や、規制に違反した職員に対する懲戒処分等の措置は、国公法における一般服務義務違反の場合と同様に、原則として各府省等の任命権者が行うこととなるが、再就職等規制違反が疑われる事案の調査については、その客観性・公正性を確保するとともに事実の解明に向けた調査が十分に行われるよう、委員会が一定の関与をすることが国公法に規定されている。

任命権者が職員又は職員であった者に再就職等規制違反行為を行った疑いがあると思われるときは、国公法等の規定に基づき、任命権者が委員会に報告を行った上で調査を実施することとなるが、調査が適切に行われる

よう、委員会は、任命権者の行う調査に関与する。また、必要があると認めるときは、委員会が任命権者と共同で調査を行うことができる。さらに、任命権者が行う調査では調査の客観性・公正性を確保できないことが明らかであるなど、特に必要があると認めるときは、委員会が自ら調査を行うことができることとされている。

⑵　再就職情報の精査

国家公務員の再就職については、その透明性を確保するため、国公法第106 条の 24 等の規定に基づき、①役職員が在職中に再就職の約束をした場合、②管理職職員であった者が離職後２年間に独立行政法人等の役員に再就職しようとする場合、③管理職職員であった者が離職後２年間に②以外の営利企業及び営利企業以外の法人に再就職した場合、役職員又は元役職員は、①については任命権者に、②及び③については内閣総理大臣に届出を行わなければならないこととされている。なお、①の任命権者に対する届出のうち、管理職職員が届け出たものについては、任命権者が内閣総理大臣に速やかに届出に係る事項を通知することとされている。

管理職職員の再就職情報については、国公法第 106 条の 25 等に基づいて、内閣において一元管理され、四半期ごとにその内容が取りまとめられて公表されているが、委員会では、国公法等の規定に基づき、当該事務を担当する内閣人事局に対し再就職届出情報のデータの提出を求め、提出を受けた全ての再就職案件（令和４年度の提供数は約 1,800 件）について、再就職の経緯等の確認を行っている。その上で、必要に応じて、再就職した元役職員や人事当局、再就職先などに対して予備的な調査を自ら実施し、又は任命権者に行わせ、その結果、再就職等規制に違反する行為が行われた疑いがある場合には、国公法等に基づき、調査手続を開始することとなる。

⑶　その他の監視活動

委員会では、新聞・雑誌等に載せられた記事など様々な情報から違反行為の疑いに関する情報を収集している。

また、委員会では、広く違反行為の疑いのある情報を収集するため、職員や一般の国民に向けての違反通報窓口を設置している。当該窓口に寄せられた情報については、必要な確認を行った上で、再就職等規制に係る違反行為の端緒となる情報と判断した場合には、国公法等に基づき、調査手続を開始することとなる。

違反情報受付窓口

再就職等監視委員会では、再就職等規制違反行為に関する情報収集のため、規制違反行為に関する情報を幅広く受け付けています。秘密を厳守します。

【電話】0120-344954(フリーダイヤル)、03-6268-7660 から 7668、7681

【郵送】内閣府　再就職等監視委員会　再就職等監察官宛
〒100-0004 千代田区大手町一丁目３番３号
大手町合同庁舎３号館

【メールフォーム】https://form.cao.go.jp/kanshi/opinion-0003.html

※内閣府再就職等監視委員会 HP（https://www5.cao.go.jp/kanshi/）に掲載

(4) 再就職等規制違反事案等の概要

委員会の成立（平成 24 年３月）以降令和４年３月末までの間においては、23 事案の再就職等規制違反を認定した。

調査の結果、令和４年度において再就職等規制違反が認定された事案は２件あり、その概要は以下のとおりである。

なお、下記２①及び②の働きかけ規制違反については、今回の事案が、委員会の成立以降、初の違反認定である。

表　令和４年度における再就職等規制違反認定事案の概要等

	違反行為	関係府省	事案概要
1	営利企業等からの要望等に応じ他の職員に関する情報等を提供し、あっせんを行った事案（国公法第 106 条の２第１項違反）	国税庁	地方国税局管内の税務署の元幹部職員が、在職中の令和３年、営利企業等からの求めに応じて、当該営利企業等に対し、元職員を当該営利企業等の地位に就かせることを目的として、当該元職員に関する情報を提供したもの。 国税庁において事案の概要が公表された。
2	①営利企業等に再就職した元職員による、職務上の行為をするように要求した事案（自衛隊法第 65 条の４第１項違反） ②①の働きかけを受けたにもかかわらず、その旨を届け出なかった事案（自衛隊	防衛省	①営利企業等の顧問に再就職した地方防衛局の元課長級職員Ａが、令和２年に、在職中の地方防衛局の元課長級職員Ｂに対し、入札における秘密情報を教示するように要求したもの。 ②元課長級職員Ｂが、①の働きかけを受けたにもかかわらず、その旨を再就職等監察官へ届け出なかったもの。 ③元課長級職員Ｂが、在職中の令和２年に、利害

	法 65 条の４第 10 項違反） ③在職中に利害関係企業等に対し自己に関する情報提供を行った事案（自衛隊法第 65 条の３第１項違反）		関係企業等に当たる前記営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供したもの。 防衛省において事案の概要が公表された。

３．再就職等規制に関する周知・広報活動

(1) 職員に対する周知・研修

委員会では、各府省の退職管理担当者に対し制度説明会を実施し、担当者自身の制度理解及び所属職員への制度周知の徹底を促すとともに、研修に活用できるパンフレット等の作成や各府省の一般職員を対象とした e ラーニングの実施等により各府省等における制度周知・研修に対する支援を行っている。

研修・広報資料

制度説明会については、例年、本府省及び地方機関で実務を担う各府省等における退職管理担当者等を対象に全国で実施している。

令和４年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、令和３年度に引き続き Web 会議方式で実施することとし、地方支分部局等の担当者の参加も呼びかけ、本府省及び地方支分部局両方を対象として開催した。この説明会では、再就職等規制制度全般、再就職を行った際の届出手続、違反に関する調査・監視体制についての説明を、過去の違反事案例の紹介や仮想事例解説などを交えて、具体的・実践的な内容で実施し、36 府省等 247 名（うち、約半数が地方機関からの参加者）の参加を得た。

他方、説明会に参加できなかった本府省及び地方支分部局等の退職管理担当者に対しては、令和３年度と同様、説明会の代替措置として、ナレーション付きの説明資料等を作成し、各府省の職員が閲覧できる政府共通イ

ンフォメーションボードに掲載し受講を求めた。なお、令和４年度はナレーションの専門家を活用し、教材の質の向上による制度理解の促進を図った。（令和５年３月末時点における説明資料等への総アクセス件数は約 2,900 件）

このほか、個別の開催要望を踏まえ、北海道、東北、関東、中部、中国、四国地区の地方支分部局等退職管理担当者を対象とした説明会（Web 会議方式又は対面方式）を実施し、合計で 210 名の参加を得た。

また、各府省からの要望も踏まえ、令和３年度に新たに実施した、各府省の一般職員を対象とした再就職等規制に関する e ラーニングも引き続き実施した。本年度は、令和３年度に受講しなかった職員を主な対象として、各府省等から受講者を募った結果、計 40 府省等 1 万 6074 名の受講者登録があり、このうち 1 万 4167 名の者が受講を修了した。インターネット環境につながる端末が少ない府省においては、同一内容の資料を用いてオフラインでの研修を実施し、3094 名の者が受講を修了した。e ラーニング修了後の受講者アンケートによれば、研修を受講したことにより再就職等規制について「十分理解できた」又は「ある程度理解できた」との回答をした者の割合が約 98%という結果になっている。オフラインでの研修のアンケート結果も同様であった。

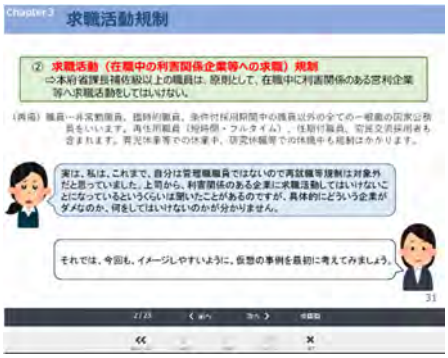

e ラーニング画面

令和４年度は２件の規制違反が認定されたことも踏まえ、新たな取組として再就職等規制に関するポスターを試行的に作製し、各府省に配布・掲示を依頼した。再就職等規制は全年代・全役職に関係があること、働きかけを受けた場合は届出が必要であることの２点を強調し、再就職等規制を知らないことにより規制違反を犯してしまうことがないよう、再就職等規制の認知度向上を図った。

ポスター

また、再就職等規制に関するパンフレットについては、令和４年度に規制違反が認定された事例を取り入れ、委員会発足以来初の認定となった働きかけ規制違反の実例や、営利企業等からの要求に応じてあっせん規制違反となった実例を盛り込むなどの改訂を行った。

⑵　企業・団体等に対する周知・広報

再就職等規制に関しては、職員自身が規制遵守を徹底することは当然のことながら、再就職先となる営利企業等に対しても規制の内容を周知し理解を得ることが重要であることから、委員会では、再就職等規制について企業・団体等に対し理解を促すリーフレットを作成し、例年、全国の経済団体等を訪問するなどして、会員企業等への再就職等規制の周知や違反情報の提供の呼びかけを行うよう協力を依頼している。

令和４年度においては、国家公務員の再就職が相対的に多いと考えられる比較的大規模な企業等を主たる会員とする経済団体・業界団体や、地方主要都市に所在する県単位の団体に重点を置いて訪問した。その結果、計18都道府県の合計72団体に訪問・協力依頼をし、会員に対してリーフレットが配布されたり、会報誌、ウェブサイト、メールマガジン等に再就職等規制の内容や違反情報の提供窓口を知らせる記事が掲載された。

また、過去に訪問したが令和４年度は訪問機会がなかった経済団体に対

して、試行的に手紙やメールで会員への周知等を依頼したところ、複数の団体から協力を得ることができた。

再就職に当たって一定数の職員が利用することが想定される人材紹介業界への周知も行った。求職活動をしている国家公務員の情報を人材紹介会社が利害関係企業等に開示することで当該国家公務員が求職活動規制違反になってしまうという事態を懸念しているところ、人材紹介関係の業界団体に対し、会員の人材紹介会社が国家公務員から求職者登録を受けた場合には求職活動規制への抵触の有無の確認を人材紹介会社から当該国家公務員に行ってもらいたい旨の周知を依頼した。

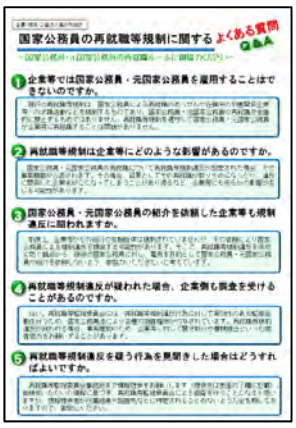

営利企業・団体に理解を促すリーフレット

(3) 官民人材交流センターとの連携

国公法第 18 条の５において職員の離職に際しての離職後の就職の援助は内閣総理大臣の事務と位置付けられており、当該事務は、内閣府設置法第 40 条第２項及び国公法第 18 条の７に基づき内閣府に設立された官民人材交流センター（以下「センター」という。）に委任されている。センターの職員が職務として行う場合は再就職規制の例外とされており、センターにおいては、平成 31 年１月から、企業・団体等の求人情報や再就職を希望する職員の求職情報を収集し、相互に提供することで自主的な求職活動を支援する「求人・求職者情報提供事業」を実施しており、当該サービス利用のための専用ウェブサイトとして、求職者情報の登録や変更、求人への応募希望の連絡などの手続を、インターネット上で行うことができる「官民ジョブサイト」を運用している。

職員の適切な再就職を促進するためには、再就職規制の遵守状況を監視する委員会と適法な求職活動を支援するセンターが連携して周知・広報活

動に取り組むことが効果的であることから、経済団体・業界団体等への制度周知・協力依頼を連携して行っている。令和４年度においては、委員会の規制内容と官民ジョブサイトの内容を一体的に紹介する記事が経済団体の会報誌に掲載されるなど、効果的な周知・広報活動を行っている。